

2001年10月29日

頂いたご意見

「手引きの制定には時間を十分掛けて頂きたい。」との意見についての委員会見解について：

まだ、ほとんどの会員の方は倫理規定の議論に関心がありません。自分の知らないうちに倫理規定が制定され、倫理規定は努力目標といえ、社会に向かって会員が約束させられるのは大いに問題があります。制定はまだ、時期尚早と考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解

全員が関心を持てば、ある意味では、倫理規定など不要かもしれません。倫理規定を会員の目に見える形で運用し、会員の認識を高め、改訂を含むフォローを行うことがより重要と考え、制定の運びとなりました。

頂いたご意見

「倫理規定は、会員の努力目標なのか、守る義務なのでしょうか。もし、義務ならば承認しない人を除名されるのでしょうか。」との質問についての委員会回答について：

回答は「倫理規定は、会員の努力目標であって、守る義務ではない」との理解してよろしいのですね。また、倫理規定を認めない者は除名するののかとの問いに対する、回答を頂いておりません。ご回答頂きたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解

義務が、「守らない者は除名などの処分をする」という意味だとすれば、義務ではありません。憲章の多くの条項では「努力する」、「努める」とし、会員が自らのこととして宣言する形のものとなっています。

頂いたご意見

「倫理規定を守らない者への罰則は制定されるのでしょうか。」との質問についての委員会回答について：

罰則を作るのか作らないのか、委員会の意見を明確に回答してください。「このことは今後問題となりうることと承知しております。」と言う回答は、今はまだ委員会の意見がはっきり罰則を制定すると一致していないと理解してよろしいのですね。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「倫理規定制定委員会」では、会員の倫理的行動を推進することを主眼として議論してきました。「罰則を制定する」ことに関しては、その方向での意見の一致は無く、現状ではむしろ消極的で、したがって入会条件の中に「倫理規程遵守」を「義務」として示すことも行っていません。

頂いたご意見

「倫理規定の大枠・全体像をきちんと示せないまま、ばらばらと制定していくやり方は止めて頂きたい。取り敢えずできることから始めて、何か問題が起これば後で対応すると言うのでは、最後まで物事を考え、やり遂げる誠意と能力の無さを示しているように私には

見えます。」との意見についての委員会見解について：

これまでに何度も、厳しい質問が出されると、委員会の案は完全なものとは考えておりませんといわれますが、「不完全な案をとにかく急いで決めてしまい、後は実践して直して行けば良いと言う姿勢は、安易過ぎます。」の私の意見にたいする、ご回答がもしこれだとすれば正にこのような姿勢を問題にしているのです。

また、「委員は理事会で決めたものなので、権限を越えたことを言われても対応の仕様が無い。」とあります。権限の有無に関らず、建設的な意見を述べ理事会に提案するなどのアクションを今もって起こさないのは如何なものでしょうか。」との質問に回答がありません。

頂いたご意見に対する委員会の見解

これまで各所で述べてきたように、「完全な」倫理規程というものなど存在し得ません。その実施と見なおしを絶えず行うことが大切であるという立場です。そのため「倫理規定制定委員会」は理事会に対して「建設的提案」を重ねてき、新たに「倫理委員会」が設置されることになりました。